

市内は花であふれていました

まちの話題

花輪中学校 校旗授与

5月1日に花輪中学校の田中校長が、児玉市長から新しい校旗を受け取りました。校旗は、学校のカラーである紫色を基調とし、中央には校章が描かれています。田中校長は、「綺麗な校旗をいただきありがとうございます。この校旗と共に、花輪中学校の新しい歴史を刻んでいきたい」と話していました。児玉市長は、「これからも地域に根ざした学校を目指して取り組んでいってほしい」と新たな歴史の始まりに期待しました。



社会福祉協議会 福祉拠点施設開所式

5月1日、新たに完成した社会福祉協議会の福祉拠点施設（兼事務所）開所式が行われました。社会福祉協議会の石井会長は、「念願の事務所が完成した。これからは多岐にわたる地域福祉の課題に対応する拠点として活用していきたい」と意気込みを述べていました。新しい施設は福祉保健センターの向かいに位置し、これまでどおり総合福祉相談窓口の設置や居宅介護支援、訪問介護事業などを行うほか、新たに多世代交流スペースなどが設けられています。



道の駅かづの「あんとらあ」に新休憩所を整備

道の駅かづの「あんとらあ」に、新たにトイレや休憩所の機能を有したスペースが整備されました。本館から大駐車場に向かう途中に建設され、中にはゆったりとくつろげる休憩スペースのほか、授乳室や情報コーナーなどもあります。全体的に木を基調とした設計で、ぬくもりと癒しの空間となっています。



特別定額給付金をドライブスルーで受付

5月17日から19日までの3日間にわたって、新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金の申請受け付けが、市役所敷地内でドライブスルー方式で行われました。市では、5月17日から申請受け付けを開始しており、その初日から3日間実施したものです。会場には、多くの申請者が足を運び、3日間合わせて約1100件の受け付けが完了しました。申請は8月17日まで郵送またはオンラインにより受け付けていますので、期限までに申請ください。

年に一度、必ず健診を受けましょう

特定健診が始まります

特定健診は、40歳～74歳で国保に加入している方が対象の健康診断です。費用は無料です。対象者は、受診日時点において、国保に加入している方です。

受診には受診券と被保険者証を

3月31日時点の対象者には、5月中旬に特定健診の受診券を送付しています。受診の際には、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

受診券が送付されていても、就職などで社会保険に切り替わった場合は、国保の受診券で受診することができます。この場合は、職場などで行う健康診断を受診してください。

また、4月1日以降に国保に加入した方で健診を希望される方は、受診券を送付しますので、すこやか子育て課までご連絡ください。

市民課 国保医療班
☎ 30・0222
すこやか子育て課 健康づくり班
☎ 30・0119



健診内容

- ① 身体測定（身長、体重、腹囲測定）
- ② 尿検査
- ③ 血圧測定
- ④ 血液検査（脂質、血糖値、肝機能、腎機能、貧血）
- ⑤ 医師による診察
- ⑥ 心電図
- ⑦ 眼底検査（医師の判断により実施）

集団健診もあります

医療機関で行う健診のほか、福祉保健センターなどで行う集団健診があります。集団健診では、肺がん検診や大腸がん検診と一緒に受診できる日もあります。

集団健診の日程については、後日お知らせします。

国民健康保険税

○ 軽減制度

低所得者世帯の税負担を軽くするため、前年中の所得合計額が一定基準額以下の場合、均等割額と平等割額を減額する軽減制度があります。令和2年度から次のとおり変更になり、対象範囲が拡充されました。

軽減率	軽減判定基準額
7割軽減	33万円 ※変更なし
5割軽減	33万円 + (※28万5千円 × (国保加入者数 + 「特定同一世帯所属者数」) ※改正前は28万円)
2割軽減	33万円 + (※52万円 × (国保加入者数) + 「特定同一世帯所属者数」) ※改正前は51万円

○ 軽減判定の注意点

- ・65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円（年金所得が15万円未満の場合は全額）が控除されます。
- ・土地・家屋などの譲渡所得は、特別控除を差し引く前の金額で計算され、事業所得は専従者控除（専従者給与）を差し引く前の金額で計算されます。
- ・軽減制度への申請は必要ありませんが、適用の可否判定のため、世帯主および国保加入者全員の所得申告が必要となります。

○ 課税（賦課）限度額

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの合計が税額となります。それぞれの課税限度額は次のとおりです。

項目	課税（賦課）限度額
医療給付費分	63万円 ※改正前は61万円
後期高齢者支援金分	19万円（改正なし）
介護納付金分	17万円 ※改正前は16万円

○ 納付方法

納付方法は普通徴収と特別徴収の2通りあります。普通徴収は、年額を7月から2月の8回に分けて納めていただきます。特別徴収は、年6回の年金支給の都度、年金からの天引きで納付していただきます。特別徴収の対象者は、次の要件を全て満たしている方です。

○ 特別徴収の要件

- ・世帯主が国保加入している。
- ・世帯主が今年度中に75歳にならない。
- ・国保加入者が全員65歳以上75歳未満。
- ・世帯主が年金を年額18万円以上受給している。
- ・介護保険料と国保税の合計が受給額の2分の1を超えない。
- ・介護保険料が特別徴収されている。

○ 特別徴収から普通徴収への変更

国保税の納付方法は、次の①と②のどちらも満たしている方に限り、特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替）へ変更できます。変更を希望される方は、税務課課税班に申請してください。申請が認められた場合、2～4カ月後の年金支給分から、納付方法を変更します。

- ① 今後の納付方法を口座振替にされる方
 - ② 過去2年間において国民健康保険税の未納がない方
- ※詳しくは、税務課課税班へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免

令和2年度国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、税の納付が困難な世帯に対して、減免を予定しています。詳しい内容は決まり次第お知らせします。また、感染症の影響で事業などに係る収入に相当の減少があった方は、無担保かつ延滞金なしで、1年間の徴収猶予を受けることができます。

税務課 課税班 ☎ 30・0213
税務課 収納管理室 ☎ 30・0215